

**令和8年度 地域未来交付金事業**  
**久万高原町における持続可能な Community-Based Tourism (CBT) 確立に向けた**  
**観光戦略及び人材育成プラン調査策定業務**  
**委託業務仕様書**

愛媛県久万高原町

## 1 業務の名称

令和8年度 地域未来交付金事業

久万高原町における持続可能な Community-Based Tourism (CBT) 確立に  
向けた観光戦略及び人材育成プラン調査策定業務

## 2 業務の目的

愛媛県久万高原町は、西日本最高峰の石鎚山や日本三大カルストの一つある「四国カルスト」、1200年の歴史を誇る四国遍路の第44番札所大宝寺や第45番岩屋寺、夏季冷涼で冬季は積雪もみられる気象条件を活かしたゴルフやスキーなどが楽しめる高原リゾートとしてその名が知られている。

その一方、モノ消費、通過型観光地からの脱却が進まず、滞在日数、滞在時間の拡大による観光消費額の増大につながらないという課題が解消されていない。

また、本町は、四国島外やインバウンド観光客にとっての知名度はまだ低く、このような観光客を今後獲得していくことが、本町の入込観光客数や観光消費額拡大に直結する。

そこで、四国遍路のおもてなし文化が色濃く残る本町の魅力的な観光人材が主役なり、観光人材（ここでは「キャスト」と呼ぶ。）の様々な活躍の機会を数多く創出して地域の魅力を発信しつつ、キャストが持つ様々な技能、特技、知識、経験を観光コンテンツ化、販売することにより、いわゆる“コト消費・ヒト消費・イミ消費”と言われる高付加価値な観光地へと本町が進化していくための調査、人材育成、販路開拓といった事業を総合的に展開していくための道標となる戦略策定を行なう。

この考え方の根底、理念として令和7年度にJSTS-Dのロゴ取得を取得し「持続可能な観光」に取り組もうとする町の基本姿勢を踏まえ、域内住民の合意形成、観光客の意向調査に基づくペルソナの設定、観光人材の育成と住民参画の機会づくりなどを重視しながら、本町の持続可能な観光地域づくりに資する戦略策定を行なうものとする。

なお、この取り組みは3か年計画でその内容を進化させていく予定であり、今回実施する事業は1年目の取り組みとして行われる準備、基盤固めの意味合いを持つものである。

## 3 業務の内容（1年目）

○域内の合意形成と将来ビジョンの策定

（1）観光客等の来訪者ヒアリング

→本町を訪れる観光客の来訪者属性等の把握も含めて来訪者ヒアリングを実施



(6) (一社) 久万高原町観光協会や本町が招聘している地域活性化起業人からの指導、助言を踏まえながら業務を進めること。

(7) 今回の事業は先に説明のとおり3か年の年次計画で事業を進化させていく予定であり、現時点で予定する2年目、3年目の取り組みは以下のとおりである。

【第2期：実践・人材育成期（令和9年度）】

目的：受入態勢の充実とインバウンド対応力の強化

- ・キャスト（・宿泊・飲食事業者）向けインバウンド対応研修  
→翻訳アプリや通訳を介在した対応力強化
- ・コーディネーター育成研修  
→海外市場を意識した体験や宿泊プラン設計、タリフ作成スキルの向上
- ・先進地視察又は地域内研修  
→GD トップ100 選定エリア（国内CBT先進地）  
→域内のキャスト同士で、互いのプログラムを体験し相互理解を深める

【第3期：展開・自走期（令和10年度）】

目的：(一社) 久万高原町観光協会等によるCBT商品の販路拡大と地域自走化の実現

- ・FAM ツアー実施による商品検証
- ・コーディネーター主体のBtoB販路形成  
→オンラインセールスや国際商談会（VJTM）での成果拡大
- ・コーディネーター主体の販売体制整備（支援）
- ・コーディネーター自走型のランドオペレーション機能構築

については、今回の取り組みが令和9年度、令和10年度に円滑に移行していくよう、事業設計を行なうこと。

## 8 成果品

- (1) 実施した業務の実施過程をまとめた成果報告書の作成（様式任意）
  - (2) 「久万高原町における持続可能な Community-Based Tourism (CBT) 確立に向けた観光戦略及び人材育成プラン」報告書
- ・(1) 及び(2) については、それぞれ Word 及び PDF の電子データで提出すること。  
なお、データについては CD-R、DVD-R などの光学メディアに保存の上、提出のこと。
  - ・提出枚数は2枚とする。

## 9 検査

本業務は、成果品を納品し、検査合格後、完了とする。

また、業務完了後においても受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

また、本業務に関する国及びその他関係行政機関による検査が行われる場合、受託者の負担において、これに対応しなければならない。

## 10 業務の適切な実施に関する事項

- ・業務の一括再請負の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。  
ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- ・守秘義務

受託者（再委託を受けた者も含む）は、本業務の実施に関して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、請負業務終了後も同様とする。

- ・個人情報の取得・保護・管理について

個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。

- ・必要とされる根拠法令

本業務を行うに当たり必要とされる関係法令及び関係条例等を遵守すること。

以 上